

特例輸入者の承認要件等の審査要領について

- 改正 [財関第 4 1 8 号]
[平成 19 年 3 月 31 日]
- 改正 [財関第 8 7 8 号]
[平成 19 年 6 月 26 日]
- 改正 [財関第 1 2 0 7 号]
[平成 19 年 9 月 20 日]
- 改正 [財関第 3 4 6 号]
[平成 20 年 3 月 31 日]
- 改正 [財関第 1 1 4 6 号]
[平成 20 年 10 月 9 日]
- 改正 [財関第 3 6 8 号]
[平成 21 年 3 月 31 日]
- 改正 [財関第 6 1 7 号]
[平成 21 年 5 月 28 日]
- 改正 [財関第 3 6 7 号]
[平成 22 年 3 月 3 1 日]
- 改正 [財関第 7 4 6 号]
[平成 23 年 6 月 30 日]
- 改正 [財関第 9 0 1 号]
[平成 23 年 8 月 10 日]
- 改正 [財関第 3 2 1 号]
[平成 24 年 3 月 31 日]
- 改正 [財関第 1 2 2 2 号]
[平成 24 年 11 月 15 日]
- 改正 [財関第 4 0 3 号]
[平成 28 年 3 月 31 日]
- 改正 [財関第 7 8 2 号]
[平成 28 年 6 月 24 日]
- 改正 [財関第 5 7 0 号]
[平成 29 年 4 月 24 日]
- 改正 [財関第 8 6 8 号]
[平成 29 年 6 月 30 日]
- 改正 [財関第 9 2 3 号]
[平成 30 年 6 月 20 日]

関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 7 条の 5、第 51 条、第 62 条において準用する関税法第 51 条、第 63 条の 4 若しくは第 67 条の 6 に規定する承認又は関税法第 67 条の 13 第 3 項若しくは第 79 条第 3 項に規定する認定の要件の審査は、下記により行うこととするので了知ありたい。

記

1 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。

- (1) 「法」とは、関税法をいう。
- (2) 「令」とは、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）をいう。
- (3) 「規則」とは、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）をいう。
- (4) 「法令遵守規則」とは、法第 7 条の 5 第 3 号、法第 51 条第 3 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 3 号、法第 67 条の 6 第 3 号又は法第 79 条第 3 項第 3 号に規定する規則をいう。
- (5) 「実施規則」とは、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号ハに規定する規則をいう。
- (6) 「特例輸入関連業務」とは、法第 7 条の 5 第 2 号に規定する特例申告貨物（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入に関する業務であって、特例輸入者（法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）が行うものをいう。
- (7) 「貨物管理業務」とは、保税蔵置場（法第 42 条第 1 項に規定する保税蔵置場をいい、法第 50 条第 1 項の規定により届け出た場所を含む。以下同じ。）又は保税工場（法第 56 条第 1 項に規定する保税工場をいい、法第 61 条の 5 第 1 項の規定により届け出た場所を含む。以下同じ。）において行われる法第 42 条第 1 項又は法第 56 条第 1 項に規定する行為に関連する業務であって、特定保税承認者（法第 50 条第 1 項又は法第 61 条の 5 第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）が行う業務をいう。
- (8) 「特定保税運送関連業務」とは、法第 63 条の 4 第 2 号に規定する特定保税運送（法第 63 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送をいう。以下同じ。）に関する業務であって、特定保税運送者（法 63 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。）が行う業務をいう。
- (9) 「特定輸出関連業務」とは、法第 67 条の 6 第 2 号に規定する特定輸出申告（法第 67 条の 3 第 3 項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）に係る貨物の輸出に関する業務であって、特定輸出者（法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する特定輸出者をいう。以下同じ。）が行うものをいう。
- (10) 「特定製造貨物管理業務」とは、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号イ及びロに規定する特定製造貨物（同号イに規定する特定製造貨物をいう。以下同じ。）の管理に関する業務であって、認定製造者（法第 67 条の 14 に規定する認定製造者をいう。以下同じ。）が行うものをいう。

- (11) 「輸出入関連業務」とは、法第 79 条第 1 項に規定する通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務であって、認定通関業者（法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）が行うものをいう。
- (12) 「他法令」とは、法第 70 条第 1 項及び第 2 項に規定する他の法令をいう。
- (13) 「帳簿書類」とは、法第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 67 条の 8 第 1 項に規定する帳簿書類又は通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）第 22 条第 1 項に規定する帳簿及び書類をいう。
- (14) 「保税帳簿」とは、法第 34 条の 2 又は第 61 条の 3 の規定により設け、保存する帳簿（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）の規定に基づき同法第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」により保存する場合を含む。）をいう。
- (15) 「他法令の遵守規則」とは、規則第 1 条の 3 第 4 号、第 4 条の 5 第 4 号（規則第 4 条の 11 において準用する場合を含む。）、第 7 条の 4 第 4 号、第 8 条の 3 第 4 号、第 8 条の 5 第 4 号又は第 9 条の 8 第 4 号に規定する法令の規定を遵守するための規則をいう。
- (16) 「財務状況」とは、規則第 1 条の 3 第 8 号、第 4 条の 5 第 8 号（規則第 4 条の 11 において準用する場合を含む。）、第 7 条の 4 第 8 号、第 8 条の 3 第 8 号、第 8 条の 5 第 7 号へ又は第 9 条の 8 第 8 号に規定する財務の状況をいう。

2 過去の法令違反歴等に関する審査

特例輸入者、特定保税承認者、特定保税運送者、特定輸出者、認定製造者又は認定通関業者（以下「特例輸入者等」という。）の承認又は認定の申請があった場合における当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に係る過去の法令違反歴等（法第 7 条の 5 第 1 号、法第 51 条第 1 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 1 号、法第 67 条の 6 第 1 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号及び第 3 号イ又は法第 79 条第 3 項第 1 号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。この場合において、その審査の対象となる者が、国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者であるか否かについても配意する必要があるので留意する。

(1) 特例輸入者の承認の申請の場合

- ① 申請者が法第 7 条の 5 第 1 号イからリまでに該当するものでないことを確認する。

なお、次の事項の確認にあたっては、別途通知する方法により法第 105 条の 3 の規定に基づき都道府県警察に照会して行うものとする。

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号（定義）に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- ロ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者でないこと。

- ② 法第 7 条の 5 第 1 号ホに規定する「使用人その他の従業者」とは、支配人、

支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者並びに通関業務（通関に関連する一切の業務をいい、通関に関連する経理、営業その他の業務を含む。以下同じ。）に直接携わる担当者とし、通関業務以外の業務に従事している者であって、かつ、申請者の通関業務に影響力を有していないことが明らかであると認められる者は除くものとする。

- ③ 法第7条の5第1号チに規定する滞納が次に掲げる事実によるものである場合には、当該申請者は同号チの規定には該当しないものとして取り扱って差し支えない。この場合において、その確認は、承認申請者から事情を聴取することにより行うものとし、必要に応じ、その事実を証する書類の提出を求めるものとする。

イ 災害（震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害であって、承認申請者（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。）により納期限内に関税等を納付できなかった事実。

ロ 修正申告を行った場合であって、日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）の事務取扱い時間内に関税等を納付することができなかったことにより、翌営業日に当該関税等を納付した事実。

ハ 上記イ又はロに掲げる事実のほか、これらに類するやむを得ない事由により滞納した事実。

(2) 特定保税承認者の承認の申請の場合

- ① 申請者が法第51条第1号イからハマで（法第62条において準用する場合を含む。）に該当するものでないことを確認する。この場合において、同号ロ（法第62条において準用する場合を含む。）に規定する許可の期間の計算については、現に受けている法第42条第1項又は法第56条第1項の許可に係る場所について、当該許可以前に継続して受けていた許可（法第50条第2項又は法第61条の5第2項の規定により許可を受けているものとみなされる場合の法第50条第1項又は法第61条の5第1項の届出を含む。）がある場合には、これらの許可の期間を通算して計算することとするので留意する。

なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第51条第1号ハに規定する法第43条第5号から第7号までに該当するものでないことの確認について準用する。

- ② 法第51条第1号ハに規定する法第43条第6号の「支配人その他の主要な従業者」とは、支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者とする。

(3) 特定保税運送者の承認の申請の場合

- ① 申請者が法第63条の4第1号イからチまでに該当するものでないことを確認する。

なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第63条の4第1号ホからトまでに該当するものでないことの確認について準用する。

- ② 上記(1)②の規定は、法第63条の4第1号へに規定する「使用人その他の従業者」について準用する。

(4) 特定輸出者の承認申請の場合

- ① 申請者が法第 67 条の 6 第 1 号イからチまでに該当するものでないことを確認する。

なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第 67 条の 6 第 1 号ホからトまでに該当するものでないことの確認について準用する。

- ② 上記(1)②の規定は、法第 67 条の 6 第 1 号へに規定する「使用人その他の従業者」について準用する。

(5) 認定製造者の認定の申請の場合

- ① 申請者が法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまでに該当するものでないことを確認する。この場合において、当該申請者が特定輸出者である場合には、同号イからトまでの規定に係る審査は省略しても差し支えない。

なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号ホからトまでに該当するものでないことの確認について準用する。

- ② 上記①の確認に併せて、申請者が法第 67 条の 13 第 2 項の規定により提出する申請書に記載された特定製造貨物輸出者（同項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。以下同じ。）について、その者が同条第 3 項第 3 号イに規定する法第 67 条の 6 第 1 号イからチまでに該当するものでないことを確認する。

なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第 67 条の 13 第 3 項第 3 号イに規定する法第 67 条の 6 第 1 号ホからトまでに該当するものでないことの確認について準用する。

- ③ 上記(1)②の規定は、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号へ及び同項第 3 号イに規定する法第 67 条の 6 第 1 号への「使用人その他の従業者」について準用する。

(6) 認定通関業者の認定の申請の場合

- ① 申請者が法第 79 条第 3 項第 1 号イからホまでに該当するものでないことを確認する。

なお、上記(1)①のなお書の規定は、法第 79 条第 3 項第 1 号ニに規定する通関業法第 6 条第 7 号及び第 11 号並びに法第 79 条第 3 項第 1 号ホに該当するものでないことの確認について準用する。

- ② 法第 79 条第 3 項第 1 号ハに規定する通関業法第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げる許可の基準について、通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）3－5 に規定する許可期限の条件が付されている申請者については、これらの基準を満たしていないものとして取り扱うので留意する。

- ③ 上記(1)②の規定は、法第 79 条第 3 項第 1 号ホに規定する「使用人その他の従業者」について準用する。

3 業務遂行能力等に関する審査

特例輸入者等の申請者に係る業務遂行能力等（法第 7 条の 5 第 2 号、法第 51 条第 2 号（法第 62 条において準用する場合を含む。）、法第 63 条の 4 第 2 号、法第 67 条の 6 第 2 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号イ、ロ及び同項第 3 号ロ並びに法

第79条第3項第2号に掲げる事項をいう。)に関する審査は、次による。

(1) 電子情報処理組織を使用して業務を行うことができる能力

申請者に係る業務遂行能力等のうち、電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下「システム」という。）を使用して業務を行うことができる能力を有していることの意義は、次による。

① 特例輸入者、特定輸出者又は認定製造者の場合

申請者（認定製造者の認定の申請にあつては、特定製造貨物輸出者。）が特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告（法第7条の2第2項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）、特定輸出申告又は特定製造貨物輸出申告（法第67条の3第2項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）をシステムを使用して行うことができる環境を整えていることをいう。

なお、申請者がこれらの申告に係る業務の一部又は全部を通関業者に委託している場合にあつては、当該委託を受けた通関業者がこれらの申告をシステムを使用して行うことができる環境を整えていれば足りることとなるので留意する。

② 特定保税承認者の場合

申請者が貨物管理業務をシステムを使用して行うことができる環境を整えており、かつ、当該業務に係るシステムへの所要の入力を適時、適切に行う能力を有していることをいう。

なお、一の申請者が二以上の保税蔵置場又は保税工場（以下「保税蔵置場等」という。）を所有している場合であつて、これらの保税蔵置場等の一部が貨物管理業務をシステムを使用して行うことができる環境を整えていない場合であっても、当該一部の保税蔵置場等以外の保税蔵置場等がその環境を整えており、かつ、当該保税蔵置場等において、貨物管理業務に係るシステムへの入力を適時、適切に行う能力を有していると認められる場合には、当該申請者については、システムを使用して業務を行うことができる能力を有しているものとして取り扱って差し支えないので留意する。

③ 特定保税運送者の場合

申請者が特定保税運送関連業務をシステムを使用して行うことができる環境を整えており、かつ、特定保税運送関連業務に係るシステムへの所要の入力を適正に行う能力を有していることをいう。

なお、一の申請者が二以上の営業所を所有している場合であつて、これらの営業所の一部がシステムを使用して行うことができる環境を整えていない場合であっても、当該一部の営業所以外の営業所がその環境を整えており、かつ、当該営業所において、特定保税運送関連業務に係るシステムへの入力を適正に行う能力を有していると認められる場合には、当該申請者については、システムを使用して業務を行うことができる能力を有しているものとして取り扱って差し支えないので留意する。

④ 認定通関業者の場合

申請者に係る営業所（通関業法第8条第1項に規定する営業所をいい、システムを使用して行うことができない通関手続のみを行う営業所を除く。）において通関手続をシステムを使用して行うことができる環境を整えていることをいう。

(2) 特例輸入者等に係る業務を適正に遂行する能力

申請者に係る業務遂行能力等のうち、特例輸入者等がその業務を適正かつ確実に遂行する能力を有していることの意義は、次による。

① 特例輸入者、特定輸出者又は認定製造者の場合

特例輸入関連業務若しくは特定輸出関連業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること又は特定製造貨物管理業務を遂行する能力を有していることとは、申請者における税関手続に関する知識及び経験が十分であるとともに、申請者に係る貨物の保管施設における貨物の管理体制及び貨物の盗難等を防止するための保全措置等が十分に整備されていると認められることをいうものとし、当該能力を有しているか否かについては、これらの知識及び経験、貨物の管理体制並びに貨物の保全措置の状況を総合的に勘案して判断するものとする。

② 特定保税承認者の場合

申請者が貨物管理業務又は保税作業に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していることとは、申請者における税関手続に関する知識及び経験が十分であるとともに、当該申請者に係る保税蔵置場等（法第50条第1項又は法第61条の5第1項の届出に係るものに限る。）における貨物の管理体制及び貨物の盗難等を防止するための保全措置等が十分に整備されていると認められることをいうものとし、当該能力を有しているか否かについては、これらの知識及び経験、貨物の管理体制並びに貨物の保全措置の状況を総合的に勘案して判断するものとする。

なお、申請者が次のいずれかに該当する者である場合には、法第51条第2号（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものとして取り扱うこととなるので留意する。

イ 法第48条第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）の規定による処分を受けた者であって、その処分の日（その処分が貨物を保税蔵置場等に入れること、又は保税作業をすることを停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日）から3年を経過していない者であること。

ロ 上記イに該当することが見込まれる者であること。

③ 特定保税運送者の場合

申請者が特定保税運送関連業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していることとは、申請者における税関手続に関する知識及び経験が十分であるとともに、国際運送貨物の運送又は管理のための体制及び当該申請者に

係る営業所における貨物の盗難を防止するための保全措置等が十分に整備されていると認められることをいうものとし、当該能力を有しているか否かについては、これらの知識及び経験並びに運送又は管理のための体制及び貨物の保全措置の状況を総合的に勘案して判断するものとする。

なお、申請者が次のいずれかに該当する者である場合には、法第 63 条の 4 第 2 号の規定に適合しないものとして取り扱うこととなるので留意する。

- イ 法第 48 条第 1 項（法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による処分を受けた者であって、その処分の日（その処分が保税蔵置場等に貨物を入れること、又は保税工場において保税作業をすることを停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日）から 3 年を経過していない者であること。
- ロ 法第 41 条の 2 第 1 項又は法第 62 条の 14 第 1 項の規定による処分を受けた者であって、その処分の日（その処分が指定保税地域又は総合保税地域に貨物を入れること、若しくは総合保税地域において外国貨物を加工し、製造し、又は展示することを停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日）から 3 年を経過していない者であること。
- ハ 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）の規定による事業計画の変更に係る届出をせず、又は虚偽の届出を行ったこと等により、同法第 54 条第 1 号又は第 3 号に規定する罪を犯した者に該当することとなった者であること。
- ニ 港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）の規定による処分に違反したこと等により、同法第 22 条の規定による処分を受けた者であって、その処分の日（その処分が事業を停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日）から 3 年を経過していない者であること。
- ホ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）の規定による処分に違反したこと等により、同法第 119 条又は第 129 条の 5 の規定による処分を受けた者であって、その処分の日（その処分が事業を停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日）から 3 年を経過していない者であること。
- ヘ 貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）の規定による処分に違反したこと等により、同法第 16 条、第 33 条、第 42 条又は第 49 条の 2 の規定による処分を受けた者であって、その処分の日（その処分が事業を停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日）から 3 年を経過していない者であること。
- ト 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）の規定による処分に違反したこと等により、同法第 33 条（第 35 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による処分を受けた者であって、その処分の日（その処分が事業を停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日）から 3 年を経過していない者であること。
- チ 港湾運送事業法第 21 条又は貨物自動車運送事業法第 26 条の規定による業務改善の命令を受けた者（申請者が令第 55 条の 2 第 4 号ロ又はホに掲げる者

である場合に限る。)又は法第 52 条(法第 62 条において準用する場合を含む。)若しくは法第 79 条の 2 の規定による改善措置の求めを受けた者(申請者が令第 55 条の 2 第 1 号に掲げる者である場合に限る。)であって、これらの命令又は要請を受けた日から 1 年を経過していない者であること。

リ 上記イからチまでに該当することが見込まれる者であること。

④ 認定通関業者の場合

申請者が輸出及び輸入に関する業務を財務省令で定める基準に従って遂行することができる能力を有していることとは、申請者における税関手続に関する知識及び経験が十分であるとともに、通関手続に係る貨物の確認等のための体制が十分に整備されていると認められることをいうものとし、当該能力を有しているか否かについては、これらの知識及び経験並びに貨物の確認等のための体制の状況を総合的に勘案して判断するものとする。

なお、申請者が次のいずれかに該当する者である場合には、法第 79 条第 3 項第 2 号の規定に適合しないものとして取り扱うこととなるので留意する。

イ 通関業法第 33 条の 2 の規定により、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じられた者であって、当該措置がとられていないと判断される者であること。

ロ 通関業法第 34 条第 1 項の規定による処分を受けた者であって、その処分の日(その処分が通関業務の全部又は一部を停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日)から 3 年(その処分が戒告である場合には、1 年)を経過していない者であること。

ハ 上記イ及びロに該当することが見込まれる者であること。

4 法令遵守規則等に関する審査

申請者が定めていることとされる法令遵守規則等(法第 7 条の 5 第 3 号、法第 51 条第 3 号(法第 62 条において準用する場合を含む。)、法第 63 条の 4 第 3 号、法第 67 条の 6 第 3 号、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号ハ又は法第 79 条第 3 項第 3 号に規定する規則をいう。以下同じ。)に関する審査は、次による。

(1) 特例輸入者、特定輸出者又は認定製造者の場合

① 法令遵守規則等に規則第 1 条の 3、規則第 8 条の 3 又は規則第 8 条の 5 に規定する事項が記載されるとともに、これらの事項が輸出貨物又は輸入貨物に関する税関手続等を法その他の法令の規定に照らして適正に履行するための内容を有し、かつ、当該法令遵守規則等の内容を適正に履行するための体制及び手順等が整備されているか否かについて、別紙 1 により審査する。

② 申請者に別紙様式 1「法令遵守規則・実施規則の記載内容等に係るチェックシート(特例輸入者・特定輸出者・認定製造者用)」を手交し、これに所要の項目を記入した上で提出させるとともに、その業務運営状況、内部体制等を申請者から十分に聴取することにより、当該申請者の実情を考慮した審査を行うものとする。

③ 申請者が当該申請者の事業又は業務の内容等に関し、他法令の遵守規則を定めるべき者又は定めることが望ましいとされている者である場合の当該他法令の遵守規則の取扱いについては、次による。

イ 申請者（申請者が特例輸入関連業務、特定輸出関連業務又は特定製造貨物管理業務の全部又は一部を他の者に委託している場合にあつては、その者を含む。）が他法令の遵守規則を定めている場合には、当該他法令の遵守規則を当該申請者における法令遵守の程度を判断するに当たっての有効な資料とする。この場合においては、その内容を聴取の上、当該他法令の遵守規則が有効に運用されているか否かを確認する。

ロ 法令遵守規則等に記載すべき事項の一部又は全部が他法令の遵守規則に記載されている場合であつて、当該記載されている事項が有効に運用されていることが当該他法令の遵守規則を所管する省庁によって確認されている場合には、当該他法令の遵守規則の当該記載に係る部分又は当該他法令の遵守規則の全部を法令遵守規則として取り扱うこととして差し支えないものとする。

ハ 他法令の遵守規則とは、当分の間、次に掲げる規定等をいうものとする。

(イ) 輸出等しようとする者が外国為替及び外国貿易法の規定に基づく経済産業大臣の輸出等の許可を包括的に受けようとする場合などに、経済産業省へ届け出るよう求めている安全保障貿易管理に係る輸出管理社内規程

(ロ) 航空保安を確保するための特定航空貨物利用運送事業者等（特定フォワードナー等）に係る認定制度（Known Shipper/Regulated Agent 制度）における特定フォワードナー等が作成する航空貨物保安計画

④ その他参考事項として、申請者（申請者が国内に支店を有する外国の法人であつて、国外に当該法人の本店が所在する場合を含む。）が外国における認証制度（例えば、米国の Security and Accountability for Every Port Act of 2006 の規定に基づく Customs -Trade Partnership Against Terrorism (C-TPAT)、欧州共同体の Regulation(EC)No 648/2005 of the European Parliament and of the Council of 13 April 2005 の規定に基づく Authorized Economic Operator (AEO) などをいう。）に参加している場合には、その旨が記載されていることを確認する。

(2) 特定保税承認者、特定保税運送者又は認定通関業者の場合

① 法令遵守規則等において規則第 4 条の 5（規則第 4 条の 11 において準用する場合を含む。）、規則第 7 条の 4 又は規則第 9 条の 8 に規定する事項が記載されるとともに、これらの事項が輸出貨物又は輸入貨物に関する税関手続若しくは国際運送貨物の運送又は管理に係る業務を法その他の法令の規定に照らして適正に履行するための内容を有し、かつ、当該法令遵守規則等の内容を適正に履行するための体制及び手順等が整備されているか否かについて、別紙 2 により審査する。

② 申請者に別紙様式 2 「法令遵守規則の記載内容等に係るチェックシート（特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用）」を手交し、これに所要の項

目を記入した上で提出させるとともに、その業務運営状況、内部体制等を申請者から十分に聴取することにより、当該申請者の実情を考慮した審査を行うものとする。

③ 令第55条の2第4号に該当する者が特定保税運送者に係る申請を行った場合の審査は、上記①による審査のほか、次の方法により行うこととなるので留意する。

イ 申請書の提出があった場合には、当該申請を行った者の業務に係る法令を所管する国土交通省に審査・調査依頼を行う。この場合において、当該申請書及び添付書類の写しを、関税局監視課を経由して国土交通省に送付する。

ロ 関税局監視課と国土交通省との間で必要な調整を行った上で、必要に応じ、税関と国土交通省が合同で調査を行う。

ハ 国土交通省から関税局監視課を経由して回報される審査・調査結果を参考として、税関長が承認の可否を最終的に判断する。

④ 申請者が当該申請者の事業又は業務の内容等に関し、他法令の遵守規則を定めるべき者又は定めることが望ましいとされている者である場合の当該他法令の遵守規則は、上記(1)③に準じて取り扱うものとする。

⑤ 上記(1)④の規定は、特定保税承認者若しくは特定保税運送者の承認又は認定通関業者の認定に係る申請の審査について準用する。

5 業務遂行能力及び法令遵守規則等に関する確認

申請者が、上記3に規定する業務遂行能力等を有しているか並びに上記4に規定する法令遵守規則等の内容を適正に履行するための体制及び手順を整備しているか等については、申請者から提出された資料等を審査するほか、申請者が行う業務に係る関係施設等を実地にて確認するものとする。

また、特例輸入者等の承認又は認定後においても、上記3及び4の状況を実地にて確認する（以下「事後監査」という。）。

なお、上記の事後監査の実施にあたっては、特例輸入者等が自ら実施した監査の結果及び事故等が発生した場合の再発防止策の税関への報告、並びに承認内容又は認定内容の変更手続等により、税関に提供された情報を踏まえて、実施時期や監査の内容等を検討した上で実施するものとする。

6 特定の事業部門に係る承認申請の取扱い

申請者（特例輸入者及び特定輸出者の承認の申請者に限る。以下この項において同じ。）が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門が制度を利用するために申請が行われる場合の取扱いについては、次による。

(1) 申請者の名称は当該法人の名称とし、本制度を利用しようとする特定の事業部門の名称について、申請者欄の「(対象事業部門の名称)」の欄への記載を求める。なお、当該申請により承認を受けた者であって、当該特定の事業部門以外の事業部門が制度を利用しようとする場合には、承認内容の変更として処理するものと

する。

- (2) 申請者が法人である場合には、制度を利用するために当該法人が取得した輸出入者符号（外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25－6 に規定する符号をいう。以下同じ。）とは異なる特定の事業部門の輸出入者符号をシステムに登録している必要があるので留意する。
- (3) 上記 2 の規定に基づく審査は、当該法人全体が法第 7 条の 5 第 1 号又は第 67 条の 6 第 1 号の規定に該当するか否かについて審査することとなるので留意する。
- (4) 特定の事業部門に対してのみ適用される法令遵守規則が提出された場合には、上記 4 に準じて審査を行うとともに、当該法令遵守規則が当該特定の事業部門において他の事業部門から独立して十分に機能し得るものであることを確認するものとする。

7 既に特例輸入者等の承認又は認定を受けている申請者の取扱い

特例輸入者等の承認又は認定に係る申請を行う者が、既に他の特例輸入者等に係る承認又は認定を受けている場合であって、上記 2 から 4 までに掲げる審査をその承認又は認定をした際に終了している場合には、その審査が終了した部分については、これらを改めて審査する特段の必要性がない限り審査を省略して差し支えないので留意する。